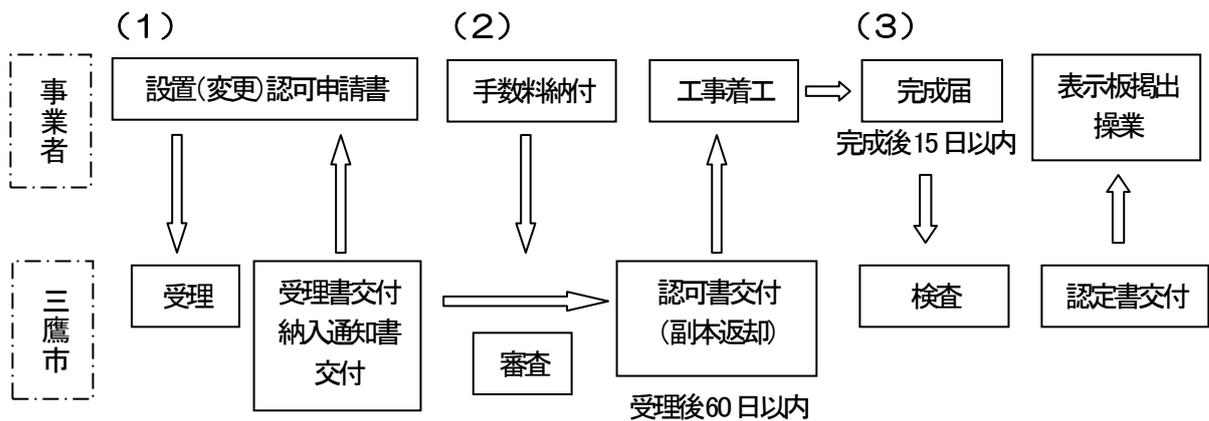


工場設置（変更）認可申請の手引き

三鷹市生活環境部環境政策課 0422-45-1151（内線 2523～2525）

東京都「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」（環境確保条例）に基づき、工場を設置・変更するには、事前に市長の認可が必要です。

1 設置・変更の認可（条例第 81・82 条）の手続きについて



(1) 工場設置（変更）認可申請書について

次の書類を揃え、正副 2 部を環境政策課窓口に提出してください。認可申請書及び別紙については、三鷹市ホームページからダウンロードすることもできます。また、開発事業や特定開発事業（三鷹市まちづくり条例）に伴う工場の設置であれば、同意書が交付されている必要があります。

①工場設置（変更）認可申請書

②別紙 工場の内容により別紙が異なります。詳細はお問合わせください。

③地 図 工場の周囲 100m以内の案内図。

④配置図及び構造図

a) 隣接道路の状況、幅員、隣家との境界(塀の高さ、種類等)や敷地内の建物の配置がわかるもの。

b) 建物の構造がわかるもの。(平面図、立面図、かなばかり図)

c) 建物内の施設の配置及び構造がわかるもの。

⑤その他 工場の種類別に設置機械仕様書等

(2) 手数料納付

申請内容によって異なります。受理書と共に交付される納入通知書で納付して下さい。

①設置認可	作業場床面積	500 m ² 以下	8,700 円
		500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	14,200 円
		1,000 m ² を超える場合	20,200 円
②変更認可	作業場床面積に関わらず		7,600 円

(3) 完成届

工事完成後 15 日以内に工事完成届を環境政策課に提出してください。用紙は認可書交付時にお渡しします。

2 その他状況に応じて必要な書類

工場操業後であっても必要に応じて提出していただく書類となります。

(1) 工場変更認可申請書（条例第 82 条）

工場の業種、作業、建物、施設の構造、配置、公害防止の方法について変更しようとする場合は、あらかじめ変更認可の手続きをしてください。（1 設置・変更の認可 の手続きについて参照）

(2) 変更届及び廃止届（条例第 87 条）

工場の氏名及び住所（法人の場合は名称、代表者名及び主たる事務所の所在地）に変更があった場合、または工場を廃止した場合はその日から 30 日以内に所定の届を提出してください。

※工場を廃止・除却するときは、事前に土壤汚染調査が必要な場合がありますので、ご相談ください（条例第 116 条）。

(3) 承継届（条例第 88 条）

工場を譲受け又は借り受けた場合、相続又は合併が行われた場合は、その日から 30 日以内に承継届を提出してください。

(4) 公害防止管理者選任（解任）届出書（条例第 105 条）

環境確保条例に規定する一定規模以上の工場を設置している場合、公害防止管理者を選任し、工場から公害を発生させないよう監督しなければなりません。公害防止管理者を選任したときには速やかに届を提出してください。

3 その他関係法令に基づく届出

工場の施設によっては、その他法令に基づく届出（騒音規制法、振動規制法等による特定施設の届出など）が必要となる場合があります。

【参考】環境確保条例で定める主な工場

◆ 定格出力の合計が 2.2kW 以上の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業を常時行う工場（レディミクストコンクリートの製造については、同一の工場において 1 年以上行うものに限る。）

◆ 定格出力の合計が 0.75kW 以上 2.2kW 未満の原動機を使用する物品の製造、加工又は作業で次に掲げるものを常時行う工場

- 裁縫、織物、編物、ねん糸、糸巻、組ひも、電線被覆又は製袋
- 印刷又は製本
- 金属の打抜き、型絞り又は切断（機械鋸を使用するものを除く。）
- 木材、石材若しくは合成樹脂の引割り又は木材のかんな削り若しくは細断
- レディミクストコンクリートその他のセメント製品の製造など

◆ 次に掲げる物品の製造、加工又は作業を常時行う工場

- 金属線材の引抜き
- 塗料、染料又は絵具の吹付け
- 溶剤又はラバーセメントを用いるゴム製品の製造又は加工
- ドライクリーニング
- テレピン油又は樹脂を原料とする物品の製造
- 石綿、ガラス綿、石こう、うわ薬、かわら、れんが、土器類、陶磁器、人造砥石又ははるつぼの製造
- 金属の鍛造、圧延又は熱処理
- 塗料、顔料若しくは合成染料又はこれらの中間物の製造
- 印刷用インク又は絵具の製造
- 油脂の採取若しくは加工又は石けんの製造
- 肥料の製造
- 火床面積が 0.5 平方メートル以上又は焼却能力が 1 時間当たり 50 キログラム以上の焼却炉を使用する廃棄物の焼却
- 写真の現像
- 有害ガスを排出する物の製造又は加工
- 有害物質を排出する物の製造又は加工など